

周 南 市

浄化槽設置整備事業
補助金交付申請の手引き

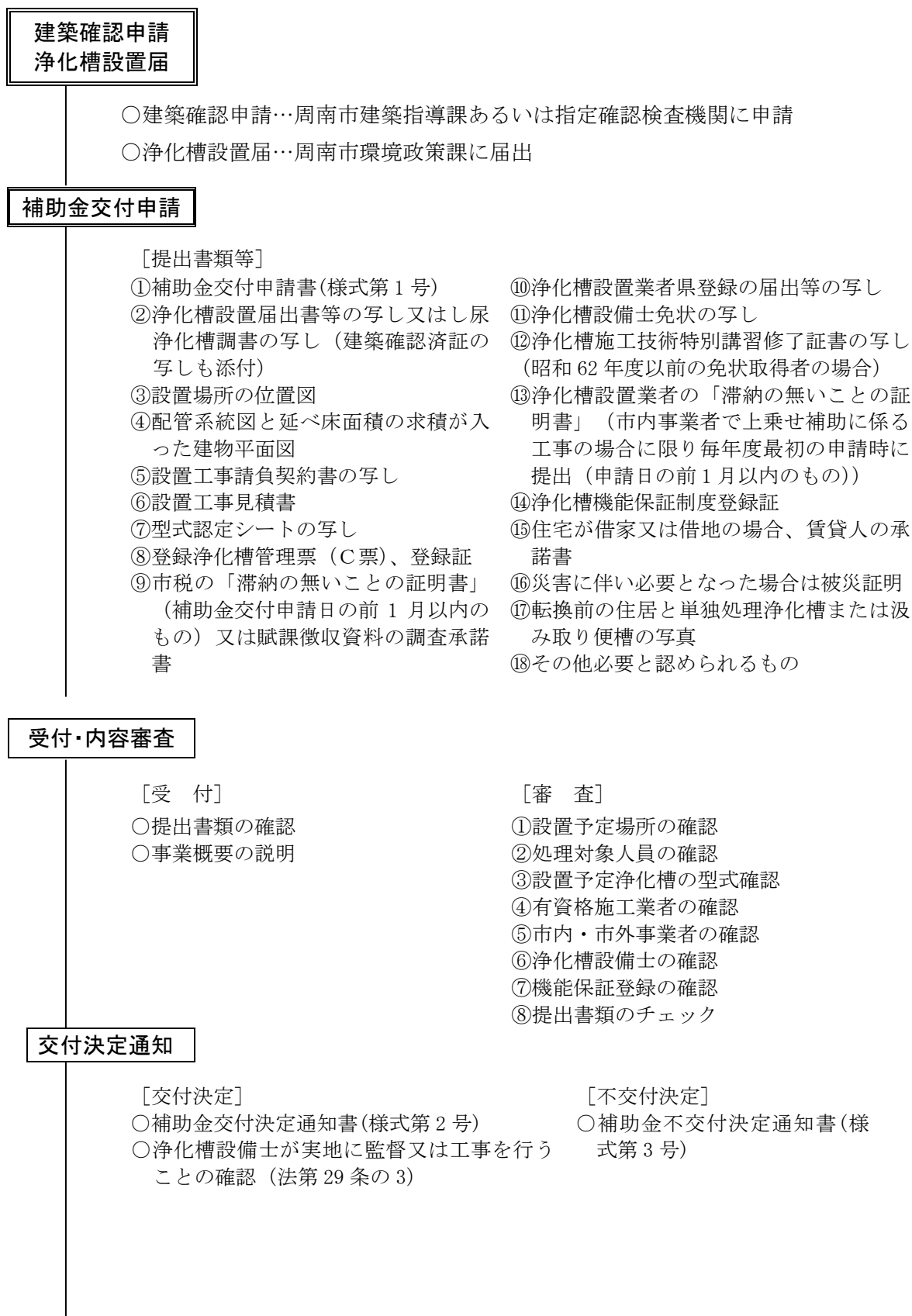
【当制度は令和10年度末（令和11年3月）までを予定しています】

令和8年4月

周南市 環境生活部 環境政策課

連絡先
(TEL 0834-22-8324)

1. 浄化槽設置整備事業補助金の交付申請手続フロー図



変更承認申請

- 変更承認申請書(様式第4号)
 - ・交付決定内容に関する変更の場合は、交付決定通知の項から再審査
 - ・審査後に変更交付(不交付)決定通知書の発行

設置工事 設置状況の確認

- 浄化槽の設置工事の写真撮影
- 市職員による設置工事状況の確認
 - ・法第4条第3項に定める技術上の基準に基づく審査
 - ・浄化槽の型式の確認

実績報告

- ①実績報告書(様式第5号)…工事完了後30日以内
又は当該年度2月10日のいずれか早い日まで
- ②着工前、工事の各工程及び完成の写真
- ③保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- ④浄化槽法定検査依頼書(領収書)の写し(法第7条及び法第11条検査料の内訳がわかるもの)
- ⑤維持管理誓約書
- ⑥配管系統図(平面図、断面図)
- ⑦設置工事領収書の写し
- ⑧設置工事精算書
- ⑨チェックリスト
- ⑩設置場所に居住する者全員の住民票の写し(コピー不可)

最終審査

- 提出書類の審査
- 完成検査

補助金交付額の確定通知

- 補助金交付確定通知書(様式第6号)

補助金交付請求

- 補助金交付請求書(様式第7号)

補助金交付

※事務手続き上、実績報告書の提出から振込までに1ヵ月程度かかります

2. 補助金交付申請手続

(1) 浄化槽設置の届出

[建築確認申請又は浄化槽設置届]

- ◎建築確認申請……周南市建築指導課あるいは指定確認検査機関に申請
(家を新築、増築して浄化槽を設置する場合)
→「し尿浄化槽調書の写し(建築確認済証の写しも添付)」が申請に必要
- ◎浄化槽設置届……周南市環境政策課に届出
(建築確認申請をしないで浄化槽を設置する場合)
→「浄化槽設置届出書の写し」が申請に必要

(2) 補助金交付申請

- ※申請手続きは浄化槽工事業者でも代行できます。
- ※必ず設置工事前に申請してください。(工事には既存施設の撤去も含まれます)
- ※補助金には限りがあります。申請前にご確認ください。

◎提出書類等

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 浄化槽設置届出書等の写し又はし尿浄化槽調書の写し(建築確認済証の写しも添付)
- ③ 設置場所の位置図(住宅地図等、設置場所のわかるもの)
- ④ 配管系統図と延べ床面積の求積が入った建物平面図
- ⑤ 設置工事請負契約書の写し(様式を参照)
- ⑥ 設置工事見積書(様式を参照)
※⑤⑥の金額は一致すること。一致しない場合は浄化槽設置工事に関する証明書(見積用)を提出
- ⑦ 型式認定シートの写し
- ⑧ 登録浄化槽管理票(C票)、登録証
- ⑨ 「滞納の無いことの証明書」(申請日の前1月以内のもの)又は賦課徴収資料の調査承諾書
- ⑩ 浄化槽設置業者県登録の届出等の写し
- ⑪ 浄化槽設備士免状の写し
- ⑫ 浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し(昭和62年度以前の設備士免状取得者に限る)
- ⑬ 浄化槽設置業者の「滞納の無いことの証明書」(市内事業者で上乗せ補助に係る工事の場合に限り毎年度最初の申請時に提出(申請日の前1月以内のもの))
- ⑭ 浄化槽機能保証制度の保証登録証(市町村用)
- ⑮ 賃貸人の承諾書(住宅が借家の場合のみ)
- ⑯ 災害に伴い必要となった場合は被災証明
- ⑰ 転換前の住居と単独処理浄化槽または汲み取り便槽の写真
- ⑱ その他必要と認められるもの

◎申請書類提出時の注意事項

- ① 申請書類に不足はないか
- ② 申請者の名前は正しいか
- ③ 申請後、着工までに余裕があるか
- ④ 工事期間は十分か
- ⑤ 申請書、登録浄化槽管理票、保証登録証、工事請負契約書の日付、工事期間は互いに矛盾はないか
- ⑥ 申請書、浄化槽管理票、機能保証登録証、工事請負契約書、滞納の無いことの証明書などの住所や氏名、設置場所は正しいか
- ⑦ 財産処分制限の確認

補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した浄化槽を、補助金交付目的に反して使用し、譲渡し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して15年を経過した場合又は市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(3) 申請書の受付、内容審査

◎受付（環境政策課 周南市岐山通 1-1 周南市役所 2階⑤窓口）

- ① 提出書類の確認
- ② 補助枠の確認（補助金の枠があるか）
- ③ 概要説明

◎内容審査

- ① 設置予定場所の確認（補助対象区域内かどうか）
※過去に同じ設置場所で補助金を交付していないかも確認
- ② 処理対象人員の確認（延べ床面積から処理対象人員を算定）

処理対象人員算定(JIS A 3302-2000)

延べ床面積が 130 m ² 以下	5 人槽
延べ床面積が 130 m ² を超えるもの	7 人槽

※ただし、台所が 2 ヶ所以上でかつ、浴室が 2 ヶ所以上の場合は 10 人槽。

なお、延べ床面積が 130 m²を超えても、5 人槽の設置が可能な場合があります。

浄化槽設置届出書提出前に周南市建築指導課（0834-22-8421）にお問い合わせください。

- ③ 設置予定浄化槽の型式確認（補助対象浄化槽か）
- ④ 有資格施工業者の確認（浄化槽設置業者県登録の届出等の写し）
- ⑤ 市内・市外事業者の確認（滞納の無いことの証明書（市内事業者で上乗せ補助に係る工事の場合に限り毎年度最初の申請時に提出））
- ⑥ 浄化槽設備士の確認（浄化槽設備士免状、施工技術特別講習修了証書の写し
※昭和 62 年度以前の設備士免状取得者に限る）
- ⑦ 保証登録証の確認（市町村用）
- ⑧ 提出書類のチェック

[概要説明の内容]

- ① 予算の範囲内で実施（補助基数には限りがあります）
- ② 公共下水道の計画区域から削除された日から 3 年後の年度末まで、市内事業者の施工について補助金額に上乗せがあります。
※市内事業者とは、周南市内に事業の拠点を置き、かつ県に登録されている浄化槽設置工事業者で、本市に「法人等の設立又は開設届出書」を提出し、市税を完納している業者です。
- ③ 今後の提出書類
- ④ 工事の際の注意事項
 - ・浄化槽設備士が実地に監督又は工事を行うこと
 - ・浄化槽設置工事の写真撮影（必要写真がもれないように）
 - ・既に設置工事に入っていないか

(4) 交付決定

- ・補助金の交付が決定したら通知（交付決定通知書 様式第2号）
- ・補助金の不交付が決定したら通知（不交付決定通知書 様式第3号）

(5) 内容に変更のある場合

- ・交付決定内容に関する変更の場合は、
変更承認申請書（第4号様式）の提出 → 変更内容の審査、承認
- ・審査後に変更交付（不交付）決定通知書の発行
※浄化槽設置届内容に変更がある場合は、浄化槽変更届出書を環境政策課に提出
してください(浄化槽変更届出書の写し等必要書類を変更承認申請書に添付)

(6) 設置工事の注意点

- ① 浄化槽設備士が実地に監督又は工事を行うこと
- ② 設置浄化槽の型式、認定番号、人槽を必ず確認すること
- ③ 浄化槽設置工事の写真撮影
[写真]
 - ・浄化槽設置場所に浄化槽設備士が作業（監督）している写真
 - ・浄化槽本体の写真（メーカー名、型式のわかる写真）
 - ・栗石地業の写真（栗石と深さのわかるスケール）
 - ・栗石地業後のすてコンクリートを打った写真
（コンクリートの厚さがわかるスケール）
 - ・浄化槽据付工事の写真
（水平器、水じめ用・水張り用ホース、つき固め器具、埋め戻しの高さのわかるスケール、埋め戻しの土砂）
 - ・かさ上げ状況を示す写真
（かさ上げ高さ、バルブ操作が可能なことがわかるように。30cm以内）
 - ・コンクリートスラブ打ちの写真
 - ・フロアーの設置状況を示す写真
（フロアー、防水コンセント、アース、土台、フロアー配管）
 - ・放流先の写真
- ④ 浄化槽法第4条第3項に定める技術上の基準の遵守
 - ・流入管きよ、放流管きよの勾配（勾配は100分の1以上とする）

排水横主管の勾配(下水道法施行令第8条第5号)

65φ以下	最小 1/50
75φ、100φ	最小 1/100
125φ	最小 1/150
150φ	最小 1/200

- ・ 枘の位置及び種類
 - 全て 150mm 以上のインバート枘
 - 起点、屈曲点、合流点に枘があること
 - 直線部分でも、管きよの点検、清掃が行える間隔にあること
- ・ 放流先の状況確認
- ・ 誤接合等の確認
 - (生活排水を全て接続したか。その他の接続がないか)
- ・ 管きよ、空気（ブローア）配管に変形、破損のないことの確認
- ・ 本体の確認
 - (漏水、水平、消毒設備、接触材等の変形、破損、固定の状況、ばっ気装置等の正常稼働)
- ・ 流入、放流ポンプ設備の設置、稼働状況
 - (2 台以上の設置、枘の変形、破損、漏水、ポンプ能力、ポンプの固定、ポンプ位置、レベルスイッチの稼働)
- ・ ブローアの設置、稼働状況（防振ゴム、アース、防水型コンセント）
 - ※アースが不要な機種もある
- ・ かさ上げ状況
 - (バルブ操作など維持管理に支障がないこと。30 cm以内とし、これを超える場合はピットを設けること)
- ・ 浄化槽本体上部の状況
 - (コンクリートスラブが打ってあること)
- ・ 浄化槽の上部、周辺の状況
 - (保守点検、清掃の妨げにならないこと)
- ・ 浄化槽の上部を駐車スペースとする場合は、支柱を入れて浄化槽が破損しないように補強するとともに、マンホールの蓋の強度にも注意すること
 - (車重で壊れないこと)
- ・ 放流先の状況

(7)実績報告

・実績報告書の提出

①実績報告書（様式第5号）…工事完了後30日以内

又は当該年度2月10日のいずれか早い日まで

②保守点検業者及び清掃業者と設置者の間で交わした業務委託契約書の写し

③浄化槽法定検査依頼書（領収書）の写し（法第7条及び法第11条検査料金額の内訳がわかるもの）

④着工前、工事の各工程及び完成までの写真（放流先も撮ること）

⑤維持管理誓約書（様式を参照）

⑥配管系統図（平面図、断面図）

⑦設置工事領収書の写し

⑧設置工事精算書（様式を参照）

※⑦⑧の金額は一致すること。一致しない場合は浄化槽設置工事に関する証明書（精算用）を提出

⑨チェックリスト（様式を参照 浄化槽設備士によるチェック）

⑩設置場所に居住する者全員の住民票の写し（コピー不可）

(8)最終審査

・提出書類の審査

・完成検査（現地調査）

(9)補助金交付額の確定

・補助金の交付額が確定したら通知（交付確定通知書 様式第6号）

(10)補助金交付請求

・補助金交付請求書の提出（様式第7号）

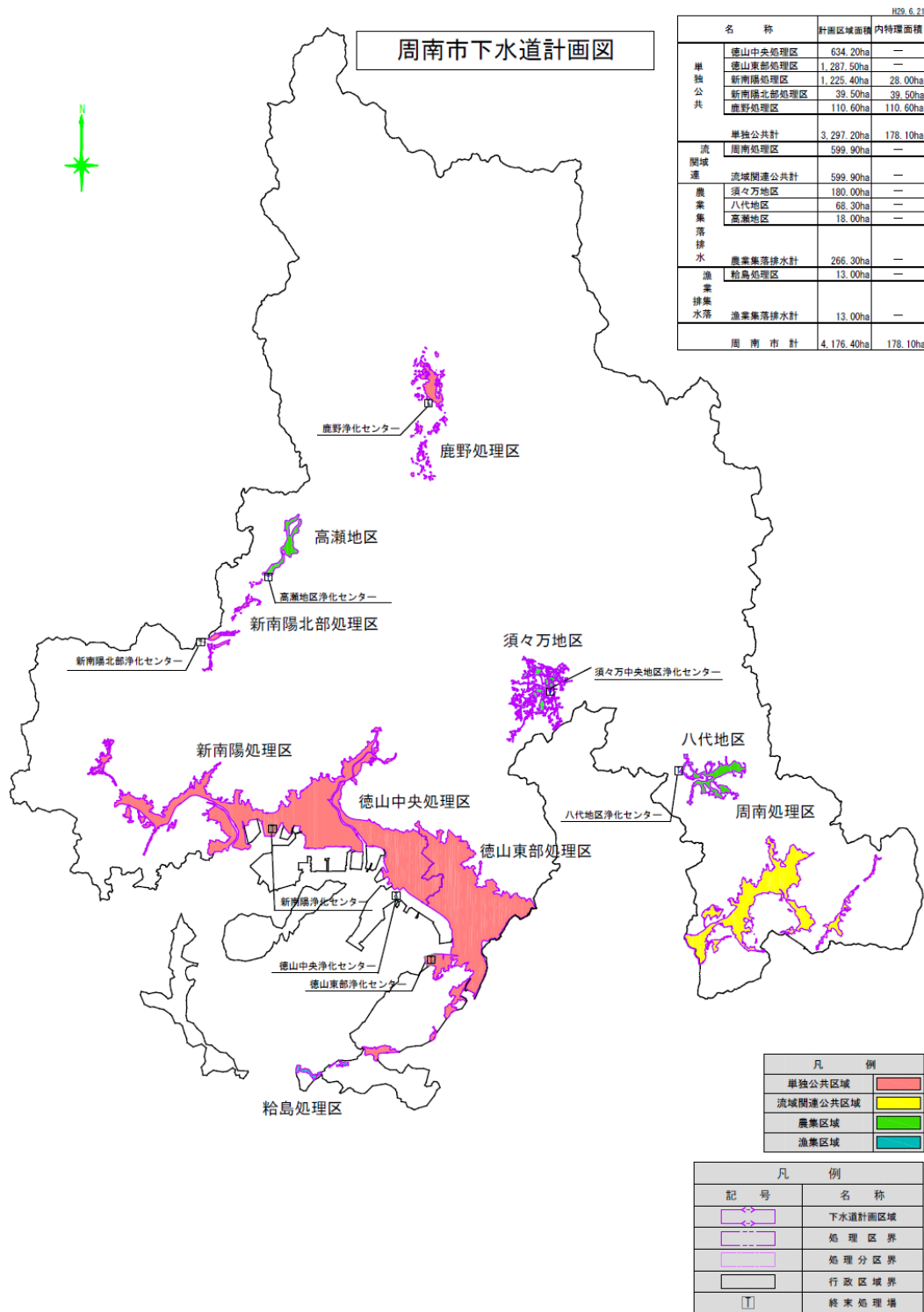
(11)補助金交付

・補助金を交付します

※事務手続き上、請求書の提出から振込までに1ヵ月程度かかります

3. 補助対象区域と補助額

公共下水道の計画区域、農業集落排水事業区域、漁業集落排水事業区域を除く区域
 (概要を下図により示します。厳密には、各計画図によって確認してください。)



補助額は

補助対象経費×補助率(千円未満切捨て) と 補助上限額 を比較して少ない額

区分	人槽区分	補助上限額	補助率
窒素又は ^{りん} リン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	360,000円	4/10
	7人槽	462,000円	
	10人槽	585,000円	
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	474,000円	
	7人槽	570,000円	
	10人槽	723,000円	
窒素及び ^{りん} リン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	600,000円	
	7人槽	780,000円	
	10人槽	963,000円	
BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	489,000円	
	7人槽	654,000円	
	10人槽	903,000円	

●上乗せ制度

ただし、公共下水道事業計画区域から浄化槽整備区域に変更となった区域は、当該変更された日から3年を経過する日の属する年度末までの間、市内事業者（周南市内に事業の拠点を置く浄化槽設置工事業者で、本市に法人等の設立又は開設届出書を提出し、かつ市税を完納しているものをいう。）により施工する浄化槽設置工事に限り、補助率及び補助上限額は下表に基づきます。

区分	人槽区分	補助上限額	補助率
窒素又は ^{りん} リン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	720,000円	8/10
	7人槽	920,000円	
	10人槽	1,170,000円	
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	940,000円	
	7人槽	1,140,000円	
	10人槽	1,440,000円	
窒素及び ^{りん} リン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	1,200,000円	
	7人槽	1,560,000円	

化槽	10 人槽	1,920,000 円	
BOD 除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5 人槽	970,000 円	
	7 人槽	1,300,000 円	
	10 人槽	1,800,000 円	

4. 補助対象浄化槽

申請者が居住する専用住宅に設置する 10 人槽以下の浄化槽であり、かつ一般社団法人 浄化槽システム協会 (<http://www.jsa02.or.jp>) が示す当該年度の「環境配慮型浄化槽適合機種・仕様等一覧表」に掲載されている浄化槽のうちの高度処理型浄化槽

※販売や賃貸といった営利を目的とした専用住宅（例：法人名義の建売住宅、賃貸アパート及び賃貸住宅の類）に設置する場合は補助対象外

賃貸人の承諾が得られる場合は、賃借人の申請は補助対象となります。

補助対象範囲は、浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及び柵に係る費用を除く）となります。

5. 工 事

浄化槽工事の資格を有する業者が、浄化槽設備士（昭和 62 年度以前の免状取得者については小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習修了者）の監督下で工事すること

6. 浄化槽機能保証登録制度(処理対象人員が 10 人以下の浄化槽が対象)

(1) 目的

国の浄化槽整備事業により設置される浄化槽について、その機能に異常がある場合に、全国浄化槽団体連合会（全浄連）と各都道府県浄化槽協会が機能の正常化のために必要な措置を講ずる制度を設けることにより、浄化槽に対する国民の信頼を確保する

(2) 実施主体

全浄連及びその会員である各都道府県浄化槽協会

(3) 保証対象浄化槽

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（全浄協）の登録浄化槽（国庫補助指針適合）

(4)保証登録のしくみ

- ・浄化槽工事業者の申請に基づき、全浄連が行う（保証登録申請書の提出と登録料の払込により、保証登録証が交付される）
- ・申請場所
設置場所の管轄浄化槽協会
（周南健康福祉センター内の山口県浄化槽協会周南支部）

(5)保証のしくみ

- ・浄化槽設置者、市町村が県浄化槽協会に保証申立てを行う
- ・県浄化槽協会にて調査
- ・原因者に修補の指導
- ・原因者が特定できない場合は、全浄連の保証基金で修補

7. その他

- ① 関係書類の印鑑は申請から請求まで全て同じもので統一してください
- ② 印鑑は、朱肉を使用するもの（シャチハタは不可）をお願いします
- ③ その他不明なことは、下記までご相談ください

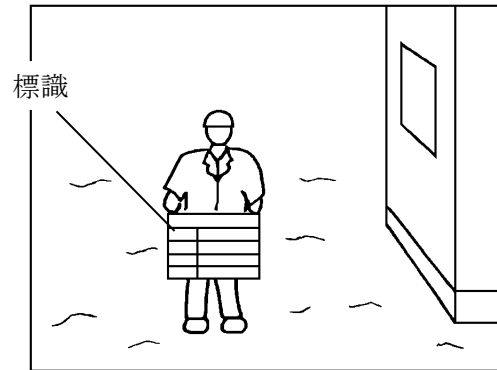
8. 申請書提出窓口

環境政策課 環境政策担当 （ TEL 0834-22-8324 ）

浄化槽設置工事の写真

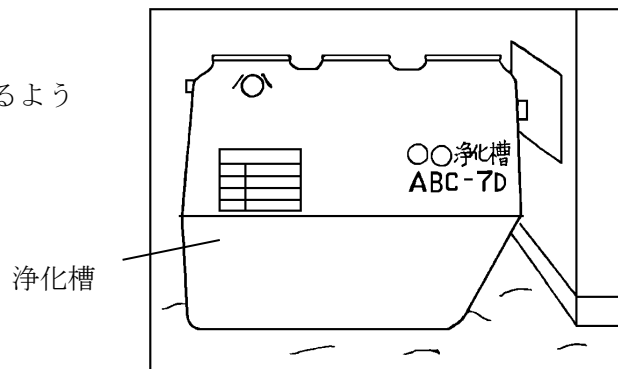
【写真1】 浄化槽設置場所で設備士が作業（監督）している写真

- ・浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が浄化槽工事業に係る標識（浄化槽工事業者登録票、届出票）を掲げて周辺状況がわかるように



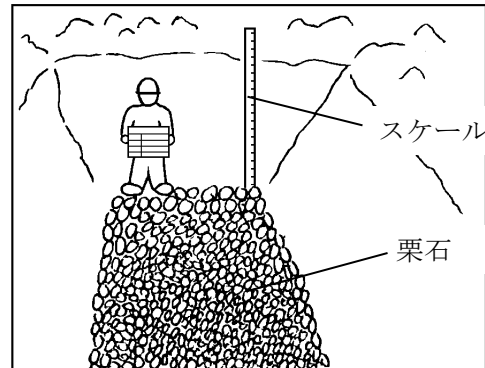
【写真2】 浄化槽本体の写真

- ・浄化槽のメーカー名、型式がわかるように



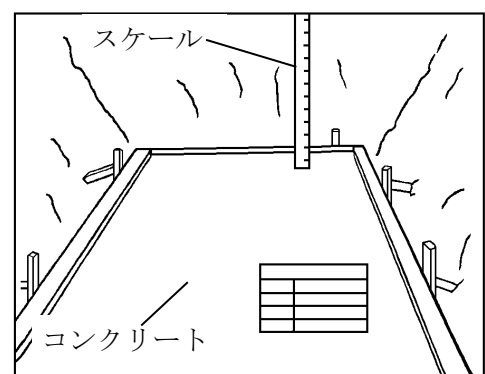
【写真3】 栗石地業の写真

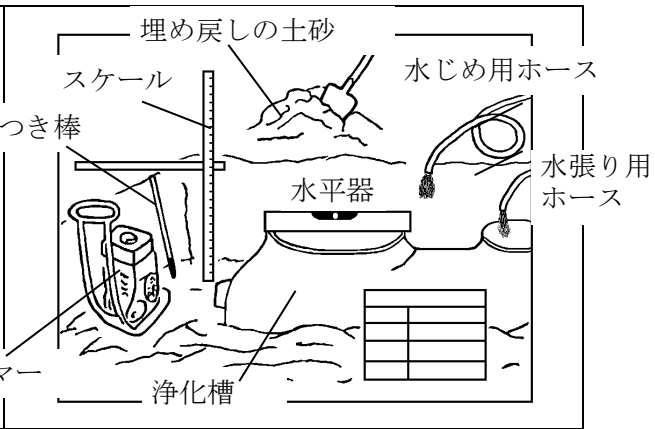
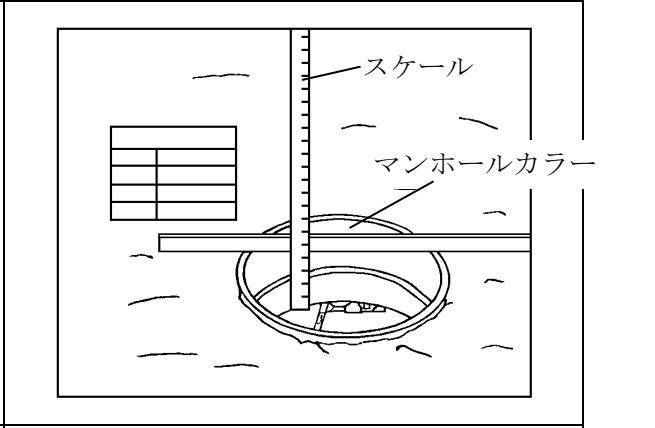
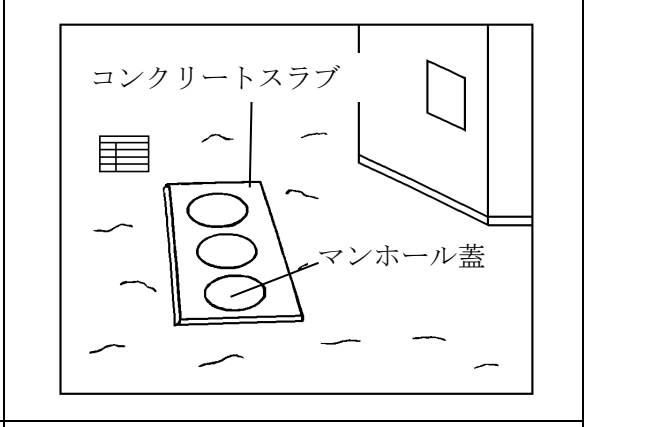
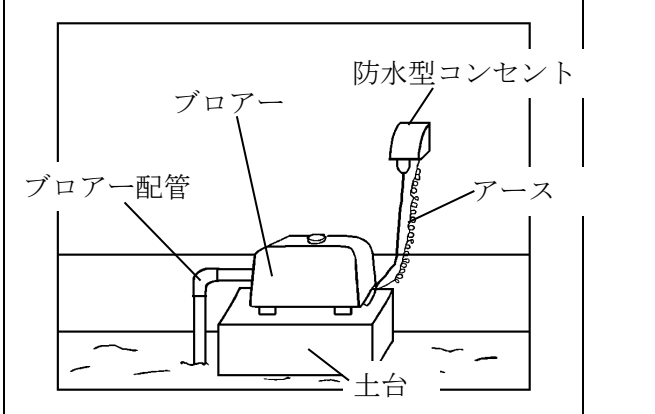
- ・栗石地業を行ったことのわかる写真を栗石のつき固めが終了後、深さがわかるスケールとともに



【写真4】 栗石地業後のすてコンクリートを打った写真

- ・すてコンクリートを打った写真で、コンクリート養生後、コンクリートの厚さがわかるスケールとともに



<p>【写真5】 浄化槽据付工事の写真</p> <p>・水張りを行い、本体の水平を確認しながら埋め戻しの作業をしていることがわかるように</p>	
<p>【写真6】 かさ上げ状況を示す写真</p> <p>・マンホール蓋の高さから、バルブ操作が可能であることがわかるように、スケールを当てて</p>	
<p>【写真7】 コンクリートスラブ打ちの写真</p> <p>・コンクリートスラブを打って、完成したことがわかるように</p>	
<p>【写真8】 ブロアーの設置状況を示す写真</p> <p>・防振ゴム等がしっかりはめ込まれ、土台に十分固定され、アースしてあるとともに、防水型差込コンセントであることがわかるように</p>	

※【写真9】 放流先及びその周辺の写真もお願いします。

改正

平成18年6月1日
平成19年7月31日
平成22年3月31日
平成24年1月4日
平成26年3月31日要綱第36号
平成27年3月16日要綱第44号
令和2年3月9日要綱第21号
令和2年12月11日要綱第126号
令和4年3月11日要綱第22号
令和5年2月9日要綱第5号
令和8年3月30日

周南市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、周南市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、次の要件の全てに該当するものをいう。

ア 処理対象人員が10人以下のもの

イ 法第4条第2項に規定する構造基準に適合するもの

ウ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上かつ放流水のBOD日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するもの

エ 浄化槽設置整備事業実施要綱（平成31年3月29日付け環循適発第19032912号環境省環境再生・資源循環局長通知の別添1）第3の（7）に規定する環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの

(2) 窒素又は^{リン}除去能力を有する高度処理型の浄化槽 放流水の総窒素濃度日間平均

値が1リットルにつき20ミリグラム以下又は総^{りん}窒素濃度日間平均値が1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有する浄化槽をいう。

(3) 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽 放流水の総窒素濃度日間平均値が1リットルにつき10ミリグラム以下の機能を有する浄化槽をいう。

(4) 窒素及び^{りん}リン除去能力を有する高度処理型の浄化槽 放流水の総窒素濃度日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下及び総^{りん}窒素濃度日間平均値が1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有する浄化槽をいう。

(5) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽 BODの除去率97パーセント以上かつ放流水のBOD日間平均値が1リットルにつき5ミリグラム以下の能力を有する浄化槽をいう。

(6) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(7) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。

(8) 転換 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽に入れ替えることをいう。

(9) 専用住宅 専ら居住の用に供する住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等併用住宅を含む。）をいう。

第3条 補助対象となる区域は、本市の区域のうち次の各号のいずれにも該当しない区域（以下「浄化槽整備地域」という。）とする。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域（以下「公共下水道事業計画区域」という。）

(2) 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第172号）第3条第3項に規定する処理区域

(3) 周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第188号）第2条第2項に規定する処理区域

（補助金の交付）

第4条 市長は、浄化槽整備区域内において、自己の専用住宅に浄化槽を転換により設置する者又は災害に伴い必要となった自己の専用住宅の建て替えに伴い浄化槽を設置する者若しくは故障した浄化槽を更新する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201

号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

- (2) 専用住宅又は土地を借りて浄化槽を設置する者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (3) 賃貸、販売等の事業の目的で浄化槽を設置する者
 - (4) 市長が定める期間内に浄化槽を設置することができない者
 - (5) 以前に浄化槽設置整備事業の補助金交付を受けた者（災害に伴い浄化槽を設置し、又は更新する者を除く。）
 - (6) 市税の滞納がある者
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額の範囲内とし、補助金の交付額は、補助対象経費に別表第1に掲げる補助率を乗じて得た額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、当該金額が同表の補助上限額を超える場合には、当該補助上限額とする。ただし、公共下水道事業計画区域から浄化槽整備区域に変更となった区域は、当該変更された日から3年を経過する日の属する年度末までの間、市内事業者（周南市内に事業の拠点を置く浄化槽設置工事業者で、本市に法人等の設立又は開設届出書を提出し、かつ市税を完納しているものをいう。）により施工する浄化槽設置工事に限り、補助率及び補助上限額は別表第2に基づくものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書等の写し又は周南市建築基準法施行細則（平成15年周南市規則第174号）第12条第1項に規定するし尿浄化槽調書の写し
- (2) 設置場所の位置図及び配管図並びに延べ床面積が記載された建物設備平面図
- (3) 浄化槽工事業者との浄化槽設置費に係る工事請負契約書の写し及び工事見積書（契約書と見積書の金額が一致しない場合は、さらに浄化槽設置工事に関する証明書）
- (4) 設置する浄化槽が法の型式認定を受けていることを証明する国土交通大臣による認定書の写し及び地方整備局長による認定書の写し並びに一般財団法人日本建築センターによる型式適合認定書の写し
- (5) 設置する浄化槽が国庫補助指針に適合していることを証明する登録浄化槽管理票（C票）及び全国浄化槽推進市町村協議会による登録証
- (6) 申請者について市税の滞納の無いことの証明書（課税されていない場合は賦課徴収資料の調査承諾書）
- (7) 施工する浄化槽工事業者の浄化槽工事業の登録又は特例浄化槽工事業者届出書の受理に関する山口県通知の写し
- (8) 施工する浄化槽工事業者の浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前の免状取得者の場合は、浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し）

- (9) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村提出用）
- (10) 専用住宅又は土地を借りている者が浄化槽を設置しようとする場合は、賃貸人の承諾書
- (11) 災害に伴い必要となった補助事業の場合は、被災証明
- (12) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）によりそれぞれ通知する。
（変更承認申請書等）

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度2月10日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第5号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業が適正に行われたことを証明する着工前から完了までの浄化槽設置工事の各工程の一連の写真
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (3) 法第7条の設置後等の水質検査依頼書の写し
- (4) 法第11条の定期検査依頼書の写し
- (5) 維持管理誓約書
- (6) 完成した建物及び浄化槽に関する配管図並びに延べ床面積が記載された建物設備平面図及び断面図
- (7) 浄化槽設置費に係る領収書の写し及び工事精算書（領収書と精算書の金額が一致しない場合は、さらに浄化槽設置工事に関する証明書）
- (8) 浄化槽設備士によるチェックリスト
- (9) 設置場所に居住する者全員の住民票の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（別記様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、これを審査し適当であると認めるときは、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、当該取り消しに係る部分に関し、既に当該補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(交付決定者が死亡した場合の補助金の取扱い)

第14条 交付決定者が死亡した場合で、承継者が第8条の規定に基づく変更申請、承継により変更となる第6条に基づく添付書類及び死亡した交付決定者との関係を証明する書類を提出したときは、当該承継者を交付決定者とすることができる。

(施工の確認)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(浄化槽の維持管理)

第16条 浄化槽を設置した者は、法に基づき以下の維持管理を行い、排水浄化に努めなければならない。

- (1) 浄化槽の保守点検及び清掃は、法に基づき定期的な点検及び清掃をしなければならない。
- (2) 法第7条及び第11条に規定する水質に関する検査を受けなければならない。

2 市長は、補助金を交付した者に対し、機能及び管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

3 第11条の規定により、補助金の交付を受けた者は、前項の規定による市長の調査又は

報告の求めに協力しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した浄化槽を、補助金交付目的に反して使用し、譲渡し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して15年を経過した場合又は市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(終期等)

第18条 この要綱に基づく補助制度の終期は、令和11年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が近づいたときは、市長は補助金交付について再検討を行い、継続又は廃止を決定するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(周南市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 周南市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成15年4月21日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成15年4月20日における鹿野町の区域に設置する浄化槽の補助金の額は、平成18年3月31日までの間、別表の限度額の欄に定める額にそれぞれ120,000円を加算した額とする。

4 この要綱の施行の日の前日までに、周南市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年6月1日）

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月31日）

この要綱は、平成19年7月31日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日）

改正

平成26年3月31日要綱第36号

平成27年3月16日要綱第44号

令和2年3月9日要綱第21号

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(補助額に関する暫定措置)
- 2 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、市内事業者（周南市内に事業の拠点を置く浄化槽設置工事業業者で、本市に法人等の設立又は開設届出書を提出し、かつ、市税を完納しているものをいう。）により施工する浄化槽設置工事に限り、第5条中「設置に要する費用に相当する額」とあるのは「設置に要する費用の90パーセントに相当する額」と、別表の限度額中「444,000円」とあるのは「880,000円」と、「486,000円」とあるのは「970,000円」と、「576,000円」とあるのは「1,150,000円」と、「489,000円」とあるのは「970,000円」と、「654,000円」とあるのは「1,300,000円」と、「903,000円」とあるのは「1,800,000円」と読替えるものとする。ただし、読替え前の限度額に満たない場合は、その額とする。また、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

附 則（平成24年1月4日）

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成26年3月31日要綱第36号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日要綱第44号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の周南市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、同日以後の補助金の交付申請から適用する。

附 則（令和2年3月9日要綱第21号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月11日要綱第126号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日要綱第22号）

この要綱は、令和4年3月11日から施行する。

附 則（令和5年2月9日要綱第5号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日）

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	人槽区分	補助上限額	補助率
窒素又は ^{りん} リン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5 人槽	360,000 円	4/10
	7 人槽	462,000 円	
	10 人槽	585,000 円	
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5 人槽	474,000 円	
	7 人槽	570,000 円	
	10 人槽	723,000 円	
窒素及び ^{りん} リン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5 人槽	600,000 円	
	7 人槽	780,000 円	
	10 人槽	963,000 円	
BOD 除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5 人槽	489,000 円	
	7 人槽	654,000 円	
	10 人槽	903,000 円	

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	人槽区分	補助上限額	補助率
窒素又は ^{りん} リン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5 人槽	720,000 円	8/10
	7 人槽	920,000 円	
	10 人槽	1,170,000 円	
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5 人槽	940,000 円	
	7 人槽	1,140,000 円	
	10 人槽	1,440,000 円	
窒素及び ^{りん} リン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5 人槽	1,200,000 円	
	7 人槽	1,560,000 円	
	10 人槽	1,920,000 円	
BOD 除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5 人槽	970,000 円	
	7 人槽	1,300,000 円	
	10 人槽	1,800,000 円	